

神栖市地域特産品開発事業補助金 募集案内

特産品のPR・販路拡大を応援します！

神栖市地域特産品に認定された商品のPRや商品化にかかる経費を補助します。お土産として、お店の看板商品として、市民や観光客に広く親しまれる商品のPRや販路拡大を応援します。

【補助対象事業】

下記のいずれかに該当するもの

- ①既存の特産品をPRする事業
- ②認定された特産品を商品化する事業



【対象者】

下記の要件を満たす個人・法人・団体

- ①神栖市地域特産品に認定した商品があること
- ②市内に住所を有し、事業を継続できると認められる実績があること
- ③市税の滞納がないこと

【補助金額】

- ①既存の特産品をPRする事業

補助金上限額：10万円 補助率：1/2以内

- ②認定された特産品を商品化する事業

補助金上限額：20万円 補助率：1/2以内

補助対象経費・申請方法については裏面を参照してください

●採択の流れ

申請→ 交付決定 → 事業開始 → 事業実績報告・補助金交付

●採択及び補助金額は、予算の範囲内で決定します。

募集期間：2024年3月13日(水)まで

【補助対象経費】

	補助対象経費	補助率	限度額
既存の特産品をPRする事業	・ 広報費 (広告宣伝費、パンフレット等印刷費、イベント参加料、ホームページ作成費、印刷製本費等) その他市長が特に必要と認める事業	1/2 以内	1 事業者 10 万円 初年度から 3 年間
認定された特産品を商品化する事業	・ 事業費 (機械装置等購入費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借損料、コンサルタント費) その他市長が特に必要と認める事業	1/2 以内	1 事業者 20 万円 初年度のみ 1 回

※令和4年度時点で既に認定を受けている事業者の方については、令和4年度から3年間【既存の特産品をPRする事業】を対象とします。

- 機械装置等購入費：製作等を行うため、特に必要な機械装置、備品、器具工具等を購入するために支払われる経費。
- 印刷製本費：商品のパッケージ、ラベル等の印刷費として支払われる経費。
- 資料購入費：図書、参考文献、資料等を購入するために支払われる経費。
- 通信運搬費：郵便代、運搬代等として外部に支払われる経費。
- 借 損 料：製作等を行うために必要な機械装置、事務機器、倉庫、敷地等のレンタル料、リース料として支払われる経費
- コンサルタント費：事業の発展・向上のためにコンサルタント会社等を活用する費用として支払われる経費

【申請方法】

下記の書類を提出してください

- ①神栖市地域特産品開発事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ②収支計画書（様式第3号）



※ 市ホームページから、要項、申請書等はダウンロードできます。

○受付場所及びお問合せ先

神栖市溝口 4991-5 分庁舎 1 階

神栖市産業経済部企業港湾商工課

T E L : 0299(90)1182

F A X : 0299(90)1226

E-mail : kigyokowan@city.kamisu.ibaraki.jp